

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札すること。当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができる。

1. 公告日

令和7年3月3日

2. 競争入札に付する事項等

（1） 件名

令和7年度奈良県立大学附属高等学校業務員業務委託 一式

（2） 業務内容

「令和7年度奈良県立大学附属高等学校業務員業務委託仕様書」に記載のとおり

（3） 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（4） 履行場所

奈良市六条西3丁目24番1号 奈良県立大学附属高等学校校舎及びその構内

（5） その他

詳細については、「令和7年度奈良県立大学附属高等学校業務員業務委託仕様書」に記載のとおり

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのすべてに該当する者が、この入札に参加することができる。

- （1） 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q1建物管理に登録し、小分類「①床清掃」及び「②ガラス清掃」を主な業務として登録している者であること。
- （2） プライバシーマーク（JIS Q 15001準拠）認証取得事業者又はISMS（ISO/IEC 27001/JIS Q 27001準拠）認証取得事業者であること。
- （3） 過去5年間（令和2年4月1日以降の期間。公告日から令和7年3月31日までの未履行期間は履行実績に含む。）に国、独立行政法人、地方公共団体、学校法人又は地方独立行政法人との間で、種類及び規模を同程度以上とし、かつ同一の施設で12ヵ月以上継続して履行した契約実績を2件以上有すること。

- (4) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」による入札参加停止又は入札参加保留の期間中でない者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札の参加を希望する者は、下記アからエの入札参加資格確認申請書類を提出期日までに提出し、事前に入札参加資格があることの確認を受けること。

<入札参加資格確認申請書類>

ア 入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

イ プライバシーマーク登録証の写しまたはI SMS認定登録証の写し

ウ 契約履行実績報告書（様式2）

上記3の（3）に該当することを証明する書類として契約履行実績報告書を提出すること。履行実績を証明する書類として、契約書の写し（契約相手方による契約を証する書類でも可）を添付すること。

エ 会社案内書又は業務案内書（パンフレット等会社概要が記載されているもの）

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和7年3月13日（木）午後5時まで
- ・提出場所：下記7（1）に示す場所
- ・調整期日：提出期限までに必要書類を提出し、修正等の指示を受けた場合は、調整期日（令和7年3月17日（月）午後5時）までに必要書類を再提出すること。

<提出方法及び部数>

- ・方法：郵送又は持参

郵送の場合は書留郵便とし、郵送・持参ともに上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「附属高校業務員業務に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- ・部数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。
- ・提出された入札参加資格確認申請書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。
- ・上記3の（1）及び（2）の登録及び認定は、入札参加資格確認申請書類提出時に完了していなければならない。また、開札の前日までの間において、本法人から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5. 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を、令和7年3月18日（火）までに電話連絡のうえ、書面により通知する。

6. 入札方法

(1) 郵便による入札とする。

ア 入札書は、書留郵便で送付し、令和7年3月24日（月）午後5時までに到着するようにすること。予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があるので、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書を提出すること。なお、初度入札で落札者が決定し、再度入札に係る入札書が不用となった場合は返却する。

イ 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書は、別々に封緘し、封書の表面に「附属高校業務員業務に係る入札書（初度入札）」および「附属高校業務員業務に係る入札書（再度入札）」とそれぞれ朱書きすること。再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出すること。送付にあたっては、送付用封筒の表面に「附属高校業務員業務に係る入札書在中」と朱書きし、初度入札に係る入札書の封書、再度入札に係る入札書の封書または再度入札辞退届を封入して送付すること。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなす。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効とする。

(2) 令和7年度奈良県立大学附属高等学校業務員業務委託一式に要する一切の諸費用を含めた総額を見積もって入札金額とすること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者が、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことは認めない。

(4) 初度の入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

7. 開札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局 附属学校室

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

- (2) 入札説明書の交付方法等

① 交付方法

奈良県立大学のホームページからのダウンロード

<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>

② 交付期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月13日（木）

- (3) 開札の場所等

① 場所 奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン

② 日時 令和7年3月25日（火） 午前10時

8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。
- (4) 再度（２回目）の入札においても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約に移行することがある。この場合、落札者以外で予定価格の範囲内で入札した者のうち、低い価格で入札した者から順次、契約締結の協議を行う。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったとき又は指名停止を受けたときは契約を締結しない。

11. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由等により入札の執行を行うことができないときは、これを中止しする。また、入札者の談合の疑い、不正不穏行動をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は入札者の負担とする。

12. 契約書作成の要否等

- (1) 契約書の作成を要する。契約書は２通作成し、各自１通保有することとする。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、遅滞なく契約を締結すること。

13. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、本法人が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14. 契約の解除

契約締結後、契約者について13.の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。なお、13.の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

15. 入札に関する質問

- (1) 仕様に関わる質問等については、所定の質問票（様式B）に必要事項を記入し、次に示す連絡先にEメールで送信すること。

連絡先：奈良県立大学事務局 附属学校室

メール：fuzoku-gakkoshitsu@narapu.ac.jp

送信後は7(1)に示す先へ電話で送信の確認を行うこと。質問受付期間は、令和7年3月6日(木)正午までとする。回答は、同年3月10日(月)までに奈良県立大学のホームページに掲載する。

<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>

- (2) 入札手続きに関する質問（記載方法、日程確認等）については電話でも受け付ける。

16. その他

- (1) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、他の目

的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面により本法人の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 落札者は、業務の詳細について、事前に十分打ち合わせをし、指示に従うこと。

17. 契約時に必要な提出書類

- (1) 清掃作業計画書
- (2) 予定の業務従事者の名簿（氏名、性別、現場責任者等を記載すること。）

※ 上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。